

所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、受給資格者本人の所得制限限度額が引き上げられました。

所得制限限度額表						
受給資格者本人					扶養義務者等	
扶養親族等の数	全部支給		一部支給			
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5人	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000